

## 三重大学大学院生物資源学研究科紀要投稿規程

### 第1条 投稿者

投稿者は、原則として本研究科大学教員とする。ただし、共著者には大学教員以外を含むことができる。

### 第2条 投稿原稿の内容

投稿原稿の内容は、原著論文、総説、長期にわたる観測データなどの資料、調査報告、本研究科大学教員が主宰した学会大会や組織委員になった国際会議などの概要またはプロシーディング、又はその他掲載する価値があると編集委員会が認めたものとする。

### 第3条 投稿カード

投稿する者は、所定の投稿カードを編集委員会から入手し、必要事項を記入する。

### 第4条 原稿の提出

投稿する者は、図表を含めた原稿及び投稿カードを電子ファイルにより編集委員会に提出する。

### 第5条 原稿の受理

原稿の受理は、査読者の見解を参考として、編集委員会の審査により決定する。

### 第6条 校正

校正は、著者が行う。なお、校正に際しては編集委員会が認めたものを除き、原稿の改変を行ってはならない。

### 第7条 別刷

別刷を希望する場合の費用は投稿者が負担する。また、別刷の必要部数は、投稿カードに記入する。

### 第8条 印刷費の負担

印刷費の25%は、著者の所属する教育研究分野などで負担する。また、カラー印刷、アート紙印刷、又は特殊印刷については、全額を著者が所属する教育研究分野などで負担する。

### 附 則

この規程は、平成18年10月11日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和2年10月14日から施行する。